1　十五億円（一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、国際開発協会による第十一次貧困削減支援貸付の下での成長及び貧困削減のためのプログラム（以下「プログラム」という。）においてタンザニア連合共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、タンザニア連合共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、タンザニア連合共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後一年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、二千十年七月に承認されたタンザニア連合共和国の第二次成長及び貧困削減のための国家戦略（以下「ＭＫＵＫＵＴＡⅡ」という。）の政策目標を達成するためのタンザニア連合共和国のプログラムの実施を支援することを目的として、タンザニア連合共和国政府の権限のある当局が既に行ったか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　タンザニア連合共和国政府は、タンザニア連合共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をタンザニアの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、タンザニア連合共和国政府の国家予算に編入される。

5　タンザニア連合共和国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って実施されることを確保する。

6　タンザニア連合共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してタンザニア連合共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

7　タンザニア連合共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

8　タンザニア連合共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及びＭＫＵＫＵＴＡⅡの実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及びＭＫＵＫＵＴＡⅡの実施に関連するその他の情報

9　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をタンザニア連合共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年六月十六日にドドマで

タンザニア連合共和国駐在

日本国特命全権大使　岡田眞樹

タンザニア連合共和国

財務大臣　サアダ・ムクヤ・サルム閣下

（タンザニア側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をタンザニア連合共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年六月十六日にドドマで

タンザニア連合共和国

財務大臣　サアダ・ムクヤ・サルム

タンザニア連合共和国駐在

日本国特命全権大使　岡田眞樹閣下

○農林水産省告示第八百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市中字雨降田四五九から四六一まで、四六二の一、四六二の二、四六四から四六八まで、四六八の子、四六八の丑、四六九から四七二まで、四七二の子、字上桐ノ木四七三、四七四の一、四七四の二、四七四の子、四七四の丑、五二四、五二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市大崎二一六六の一、二一六六の三、二一六七、二一六七の子、二一六八から二一七一まで、二一七一の子、二一七二、二一七三、二一七五から二一八四まで、二一八六から二一九二まで、二一九三の子、二一九四から二一九七まで、二一九九、二二〇〇、二二〇三、二二〇六から二二〇九まで、二二一〇の子、二二一一、二二一二、二二一四から二二一九まで、二二二〇の一、二二二一の一、二二二一の二、二二二二から二二三一まで、二二三一の子、二二三二から二二五九まで、二二六一、二二六三の一、二二六三の二、二二六三の五、二二六三の六、二二六四から二二七二まで、二二七五から二二八六まで、二二八九の一、二二八九の二、二二九〇、二二九〇の子、二二九九の二、二三〇二、二三〇五から二三〇七、二三〇八、二三一〇、二三一一、二三一四から二三五五まで、二三五五の子、二三五六、二三五八、二三六一から二三六六まで、二三六九から二三七三まで、二三七四の一、二三七四の二、二三七五の甲、二三七五の乙、二三七六から二三八〇まで、二三八五、二四六二、二四六六の一、二四六八から二四七〇まで、二四七二の二、二四七二の三、二五三五の一、二五三六の一、二五四〇、二五四二、二五四四、二五四七、二五四八、二五四九の一、二五五一の一、二五五三の一、二五五五の一、二五五六から二五六一まで、二五六三、二五六四の甲から二五六四の丁まで、二五六五、二五六五の甲、二五六六、二五六七の子、二五六八から二五七一まで、二五九七から二五九九まで、二六〇〇の子、二六〇一から二六〇五まで、二六〇八から二六三五まで、二六三五の一、二六三五の子、二六五三の一、二六五四、二六五五の一、二六五六の一、二六五九の一、二六六〇から二六六二まで、二七七七、二七七八、二七九〇から二八〇三まで、二八〇三の子、二八〇三の丑、二八〇四から二八一〇まで、二八一一の三、二八一一の四、二八一三の子、二八一四、二八一四の子、二八一五、二八一九の一、二八一九の二、二八三四、二八三六から二八四七まで、二八四八の一から二八四八の三まで、二八五七の一、二八五七の二、二八六一の二、二八六一の五、二八六九五、三六〇二、三六〇四、三六〇五の一、三六〇七、三六〇八の一、三六〇八の三、三八一八、三八一八の一、三八一九、三八二〇、三八二三、三八二三の一、三八二九、三八三〇の一、三八三三の一、三八三四の一、三八三五の一、三八三七、三八三八の一、三八三九の一、三八四一、三八四二の一、三八四二の二、三八七四の一、三八七四の二、三八七五から三八八四まで、三八八六、三八八六の子、三八八七の二、三八八八の一、三八八八の二、三八八八の六、三八八九の一、三八九〇から三八九七まで、三八九九、二二八六から二二八八まで、二二八九の一、二二八九の二、二二九〇、二二九〇の子、二二九九の二、二三〇二、二三〇三から二三〇五まで、二三〇七、二三〇八、二三一〇、二三一一、二三一四から二三五五まで、二三五五の子、二三五六、二三五八、二三六一から二三六六まで、二三六九から二三七三まで、二三七四の一、二三七四の二、二三七五の甲、二三七五の乙、二三七六から二三八〇まで、二三八五、二四六二、二四六六の一、二四六八から二四七〇まで、二四七二の二、二四七二の三、二五三五の一、二五三六の一、二五四〇、二五四二、二五四四、二五四七、二五四八、二五四九の一、二五五一の一、二五五三の一、二五五五の一、二五五六から二五六一まで、二五六三、二五六四の甲から二五六四の丁まで、二五六五、二五六五の甲、二五六六、二五六七の子、二五六八から二五七一まで、二五九七から二五九九まで、二六〇〇の子、二六〇一から二六〇五まで、二六〇八から二六三五まで、二六三五の一、二六三五の子、二六五三の一、二六五四、二六五五の一、二六五六の一、二六五九の一、二六六〇から二六六二まで、二七七七、二七七八、二七九〇から二八〇三まで、二八〇三の子、二八〇三の丑、二八〇四から二八一〇まで、二八一一の三、二八一一の四、二八一三の子、二八一四、二八一四の子、二八一五、二八一九の一、二八一九の二、二八三四、二八三六から二八四七まで、二八四八の一から二八四八の三まで、二八五七の一、二八五七の二、二八六一の二、二八六一の五、二八六九五、三六〇二、三六〇四、三六〇五の一、三六〇七、三六〇八の一、三六〇八の三、三八一八、三八一八の一、三八一九、三八二〇、三八二三、三八二三の一、三八二九、三八三〇の一、三八三三の一、三八三四の一、三八三五の一、三八三七、三八三八の一、三八三九の一、三八四一、三八四二の一、三八四二の二、三八七四の一、三八七四の二、三八七五から三八八四まで、三八八六、三八八六の子、三八八七の二、三八八八の一、三八八八の二、三八八八の六、三八八九の一、三八九〇から三八九七まで、三八九九、